九重町公告 第55号

# 入札公告

下記のとおり入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び九重町財務規則(昭和40年九重町規則第2号)第96条の規定に基づき公告する。

令和6年4月15日

九重町長 日 野 康 志

# 1. 入札に付する事項

(1)入札に付する売却物件(土地)

所 在 地 番	地目 (登記)	地籍 (登記)
玖珠郡九重町大字田野字梅木津留1624番133	宅地	480.46 m <sup>2</sup>
合 計		480.46 m <sup>2</sup>

※旧中村住宅敷地

(2) 最低売却価格:884,000円

# 2. 契約にあたって付する主な特約

(1) 当該用地に建築物または工作物をつくる場合は、境界より50cm以上控えて隣接する水路等の管理に障害とならないこととする。

## 3. 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たす者に限り入札参加を認める。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の各号に該当しない者。
- (2) 九重町暴力団排除条例(平成23年九重町条例第2号)に規定する暴力団関係 者排除対象者に該当しない者。
- (3) 市町村税等に滞納のない者。
- (4) 次の①、②の両方の条件に該当する者
  - ① 九重町に定住を希望し、居住するための住宅を必要としている者で、次のア、 イまたはウのいずれかの条件を満たしている者。
  - ア. 子育て世帯(注1)であること。
  - イ. 新婚世帯(注2)であること。
  - ウ. 現に同居し、または同居予定の親族等(注3)がいること。

- (注1)入札参加申込時点において、中学生以下の子がいる世帯で、世帯員数(申 込者含)が3名以上の世帯をいう。
- (注2) 入札参加申込時点において、申込者及び配偶者の合計年齢が70歳以下の世帯で、婚姻届を提出した日から3年を経過していない世帯をいう。
- (注3) 親族には里子・パートナーシップ宣誓制度の証明書所有者も含む
- ② 上記「1.(1)入札に付する売却物件(土地)」を自らの住宅用地として使用し、町有財産売買契約の締結後5年以内に住居を建築する者。

#### 4. 落札者の決定方法

同順位の者が2名以上の場合は、入札金額の高い者を落札者とする。この場合において、入札金額が同額の場合は抽選により落札者を決定する。

# 5. 入札参加に必要な書類

- (1)入札参加資格申請書(様式1)
- (2) 誓約書(様式2)
- (3) 住所地あるいは所在地市町村の市町村税等に滞納がない旨の証明書
- (4) 委任状「代理人により入札に参加する場合は提出してください。」(様式3) ※各証明書類は3ヶ月以内に発行されたものとします。
- (5) 印鑑証明書
- (6) 年齢確認の為世帯全員の住民票 ※上記「2. 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項」(4) ①に該当する者のみ
- (7) パートナーシップ宣誓制度の証明書 ※上記「2. 入札に参加する者に必要な 資格等に関する事項」(4) ①に該当する者のみ
- ※入札に必要な書類については、九重町役場総務課窓口にお越しいただくか、 九重町ホームページよりダウンロードしてください。

#### 6. 入札説明書を示す場所

- · 九重町 2 階総務課
- ・九重町ホームページ
- · 町報 4 月号

# 7. 申込先及び申込方法

#### 【申込先】

・所属名:九重町役場 総務課 契約検査・管財グループ

・住 所:〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

・連絡先: (電話番号) 0973-76-3800 (ファクシミリ) 0973-76-2247

・メールアドレス: soumu@town.kokonoe.lg.jp

#### 【申込方法】

上記申込先に持参【5. (1)・(2)・(3)・(5)・% (6)・(7) は必要な方のみ】

又は郵送(一般書留又は簡易書留)で申し込んでください。

#### 【受付期間】

令和6年4月16日(火曜日)から令和6年5月17日(金曜日)まで

【窓口受付時間】(午前) 9時から12時まで

(午後) 13時から17時まで

但し、土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除きます。

- 注) 郵送の場合、「令和6年5月17日(金曜日) 17時」までに必着とし、提出 書類に不備等があった場合は受付期間内に修正してください。
- 注) 受付期間までに入札参加資格申請書の提出がない場合は、入札を中止いたします。

## 8. 土地現地説明会のご案内

土地の現地説明会を下記のとおり行います。参加希望者は申込用紙を持参又はファクシミリ若しくは電子メールより申し込んでください。

※申込に必要な書類については、九重町役場総務課窓口にお越しいただくか、九重町ホームページよりダウンロードしてください。

記

日 時:令和6年5月8日(水曜日)午後1時30分から午後2時30分まで

場 所: 玖珠郡九重町大字田野字梅木津留1624番133(旧中村住宅敷地内)

- ※土地現地説明会申込期日:令和6年5月7日(火曜日)17時まで
- ※「7. 申込先及び申込方法」に記載のメールアドレス、ファクシミリ番号を参照してください。

#### 9. 質問について

質問については質問書を電子メール、持参又はファクシミリによりお願いします。 口頭での質問は受け付けません。(質問書の様式は任意です)

# 【質問書受付期間】

令和6年4月16日(火曜日)9時から令和6年5月13日(月曜日)17時まで ※「7. 申込先及び申込方法」に記載のメールアドレス、ファクシミリ番号を参 照してください。

※回答は質問書の提出を受けた日から起算して3日以内(土日祝日等の休日を除く)

に九重町ホームページ上で閲覧に供します。

## 10. 入札執行の場所及び日時

日 時:令和6年5月24日(金曜日)10時から

場 所:九重町役場 2階 201会議室

※入札に参加される方は、必要書類【入札書・上記 5. (4) ※必要の方】及び印鑑を持参してください。

#### 11. 入札保証金

九重町財務規則第95条に定める額(見積金額の100分の5以上)を入札保証金として、現金又は口座振込若しくは小切手により納付してください。なお、納付された入札保証金については、その受入れ期間に係る利息は付けません。また、当該入札保証金は契約保証金の一部に充当することが出来ます。

入札保証金は、落札人が落札を取り消した場合、不正な入札を行った場合、所定 の期間内に売買契約を締結しなかった場合などに、町に帰属します。

※見積金額とは入札書に記載する金額。

※納入期限は、九重町役場会計課で入金する場合は、入札日当日の入札時刻までですが、口座振込による場合は4日前までにお願いします。

# 12. 契約書の作成要否

要(契約書作成にかかる印紙税は買受人の負担)

※落札日より7日以内に契約に必要な書類に契約保証金を添えて提出してください。なお、借入等に要する場合には別途協議。

※7日以内に契約に必要な書類を提出しないときは、入札は無効になります。

## 13. 契約保証金

九重町財務規則第80条に定める額(見積金額の100分の10以上)を契約保証金として、現金又は口座振込若しくは小切手により町に納付してください。なお、納付された契約保証金については、その受入れ期間に係る利息は付けません。また、当該契約保証金は売買代金の一部に充当することが出来ます。

契約保証金は、契約者が契約を取り消した場合、所定の期間内に入金が出来なかった場合などに、町に帰属します。

※見積金額とは入札書に記載する金額。

# 14. 代金支払方法

落札が確定した後に、契約書を作成し契約書に基づき行います。

※令和6年7月31日(水曜日)までに入金ができなかった場合は、入札は無効になります。

# 15. 入札に当たっての確認事項

(1) 入札の無効について

次の各号に掲げる該当する入札は無効とします。

- ① 公告に示した入札参加要件を満たしていない者、又は申請書に虚偽の 記載をした者の入札
- ② 最低売却価格を下回る金額で入札した者の入札
- ③ 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- ④ 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定しがたい入札

#### (2) その他

入札書に記載する見積金額は千円単位としてください。

# 16. 土地の引渡し

契約書に基づき引き渡しを行いますが、登記事務については買受人が行うことと します。なお、登記に必要となる書類等については無償で提供します。

# 17. その他

- ① 不動産は現況のままで引き渡します。尚、土壌汚染等の契約不適合責任を 九重町は一切負いません。
- ② 売買物件の土壌汚染調査は行っておりません。
- ③ 参考資料については、上記入札参加申し込み受付期間内に九重町役場 総務課で縦覧を行っています。